

(注) 項目及び頁の記載は、新たに挿入されたものを除き、平成28年1月15日付け公表版による。

項目	頁	修正前	修正後
添付資料1 優先交渉権者選定基準			
別紙 1	24	(略) ※ 厚生労働省統計「賃金構造基本統計調査」における係長級或いは職長級以上の職位を目安とする。	(略) ※1 厚生労働省統計「賃金構造基本統計調査」における係長級或いは職長級以上の職位を目安とする。 (上記にあわせて本文中の注釈番号を修正)
別紙 表1	24	※1 「①参加資格要件に関する実績」の定義は募集要項の規定に準ずる。 ※2 「①参加資格要件に関する実績」のうち実績A-1と実績B-1については、連携企業の実績を評価対象に含める。 ※3 「①参加資格要件に関する実績」においては、応募グループの組織によらず広く実績を評価する観点から、応募企業又は応募グループの代表企業、構成企業及び連携企業が提出する実績において、親会社、子会社又は関連会社の実績の提出も認めることとする。 ※4 初期投資額とは、サービス対価型PFI事業や新規インフラ整備事業における施設整備費、既存インフラのコンセッション事業等における一括金又は一時金相当を指す。これらのほか、既存の道路運営会社等の株式を取得する場合は、取得時点における株式の取得価格を株式保有割合で割り戻した価額を初期投資額とみなす。	※2 「①参加資格要件に関する実績」の定義は募集要項の規定に準ずる。 ※3 「①参加資格要件に関する実績」のうち実績A-1と実績B-1については、連携企業の実績を評価対象に含める。 ※4 「①参加資格要件に関する実績」においては、応募グループの組織によらず広く実績を評価する観点から、応募企業又は応募グループの代表企業、構成企業及び連携企業が提出する実績において、親会社、子会社又は関連会社の実績の提出も認めることとする。 ※5 初期投資額とは、サービス対価型PFI事業や新規インフラ整備事業における施設整備費、既存インフラのコンセッション事業等における一括金又は一時金相当を指す。これらのほか、既存の道路運営会社等の株式を取得する場合は、取得時点における株式の取得価格を株式保有割合で割り戻した価額を初期投資額とみなす。 (上記にあわせて表中の注釈番号を修正)
別紙 表2	25	—	※6 「②要求水準として示す業務に係る実績」においては、①と同様の観点から、 <u>応募企業又は応募グループの代表企業及び構成企業が提出する実績において、親会社、子会社又は関連会社の実績の提出も認めることとする。</u> (上記にあわせて表中の注釈番号を修正)
別紙 表3	26	※ ただし、A～Cの1種類ごとに最大3件までとする。	※7 ただし、A～Cの1種類ごとに最大3件までとする。 (上記にあわせて表中の注釈番号を修正)